

事業計画書

自 令和3年 1月 1日

至 令和3年12月31日

公益財団法人日本相撲協会

令和3年度事業計画

1. 事業計画策定の前提

令和3年度の事業計画および予算計画書は、令和2年初頭より発生した新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響により政府および自治体から発出された通達等に従うと共に、感染症に関する専門家の意見を尊重し、感染対策に充分配慮した事業を行うべき期間が一年を通じて継続することを前提として策定します。

また各事業は、政府の定めた業界別ガイドラインのほか、協会が定めた「新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」に沿って実施、あるいは状況に応じて実施を中止します。

2. 目的及び事業

この法人は、太古より五穀豊穡を祈り執り行われた神事（祭事）を起源とし、我が国固有の国技である相撲道の伝統と秩序を維持し継承発展させるために、本場所及び巡業の開催、これを担う人材の育成、相撲道の指導・普及、相撲記録の保存及び活用、国際親善を行うと共に、これらに必要な施設を維持、管理運営し、もって相撲文化の振興と国民の心身の向上に寄与することを目的とし、その目的を達成するために、以下の3つの事業を行います。

《公益目的事業》

「相撲文化の普及振興」を事業内容とし、本場所や地方巡業など相撲競技の公開、これらを担う人材の育成や、青少年・学生等への指導普及、また相撲記録や相撲に関する各種資料の保存及び活用を通じ、相撲文化の普及振興と国民の心身の向上を目指します。

《収益事業》

(1) 「貸館」事業として、国技館を東京本場所以外の時期に、催し物等の会場として一般事業会社等へ国技館施設の貸出しを行います。

(2) 「広告・物品販売」として、国技館内、地方場所の館内外広告および呼出着物広告枠の販売を行います。また、協会公式グッズの企画製作・販売を行います。

(3) 「一般外来診療」として、国技館内に設置されている相撲診療所において、一般外来診療を行っています。

これら三事業を収益事業とし、収益の向上及び相撲競技以外の国技館の有効活用を目指します。

《その他の事業（相互扶助等）》

「協会員福利厚生」を事業の内容とし、協会関係者の福利厚生を行います。

3. 公益目的事業（相撲文化の普及振興）

（1）本場所及び巡業の開催

①本場所の開催

相撲の一般公開として、本場所を年6回（東京3回、大阪1回、名古屋1回、福岡1回）行います。本場所は、単なる競技スポーツやその興行ではなく、相撲が本来持つ伝統芸術や神事性等の文化の振興と、次世代への継承を図るものであり、我が国の伝統的文化として重要な役割を果たす本協会の基幹事業と認識し、各国使節団や在日外交官等の相撲観覧には積極的に便宜を与え、諸外国との親善に寄与するとともに国技相撲の紹介に努めます。

ただし政府および自治体から発出された通達等および感染症に関する専門家の意見により、開催中止のほか、無観客開催、あるいは移動を自粛し地方場所を東京場所に変更する等、実施内容が変更になることがあります。またこの間は土俵祭は参列者を最小限にして執り行います。

令和3年の相撲競技の公開実施計画は、次の通りです。

場所	番附発表	初日	千秋楽	挙行場所
1月場所	令和2年 12月24日	1月10日	1月24日	国技館
3月場所	3月1日	3月14日	3月28日	エディオンアリーナ大阪
5月場所	4月26日	5月9日	5月23日	国技館
7月場所	6月21日	7月4日	7月18日	ドルフィンズアリーナ
9月場所	8月30日	9月12日	9月26日	国技館
11月場所	11月1日	11月14日	11月28日	福岡国際センター

公益財団法人として、更なる収益構造の改善に努めます。入場券のコンビニエンスストア販売、インターネット販売の強化による販売網の拡大や、本場所の前半平日の販売強化等、販売促進と業務の効率化を図ります。

本場所開催時には、番附表・星取表・本場所パンフレット・英文パンフレットの製作と販売、懸賞広告の掲出等を行います。

また、観客の利便性を図るため、分煙コーナーやベビー休憩室を設置します。

本場所の千秋楽の翌日には、理事長の諮問を受け、横綱の推薦、その他横綱に関する諸案件について審議・答申を行う横綱審議委員会を開催します。また、横綱審議委員による稽古総見も実施します。

本場所開催前には、大相撲における古くからの伝統を踏襲し、御免祝、土俵祭を行います。御免祝は江戸時代に相撲興行を行うため、寺社奉行より開催許可（御免）を頂き祝った行事を、現在も伝統として引き継いでいるもので、現在は報道関係者、相撲案内所等と大相撲の開催をお祝いしています。

土俵祭は、本場所の初日の前日、一般に公開して本土俵の上で執り行います。立行司が祭主となって新しく築いた土俵に神々をお迎えし、お客様の幸せや場所中の安全と無事、さらには国家の安泰、五穀豊穰を祈願します。土俵祭は本場所前日のほか、場所前の相撲部屋や、巡業開催日の前日や早朝などにも行います。

②巡業の開催

イ) 本場所開催地以外の地方を巡回し、相撲の公開を行い、相撲文化の普及振興を図ります。

春巡業・・・主に関東・東海・近畿を巡回します。

夏巡業・・・主に東北・北海道・信越を巡回します。

秋巡業・・・主に東海・北陸・関西・中国・四国を巡回します。

冬巡業・・・主に九州・沖縄を巡回します。

*** 春巡業は中止、令和3年の夏巡業は、東京オリンピック開催期間にあたるため行いません。**

ロ) 特別興行として、令和3年2月7日（日）にフジテレビ主催の「日本大相撲トーナメント」を開催します。

ハ) 日本国と公演国の友好親善と文化交流に貢献することを目的とし、海外公演や海外巡業の交渉を進めてまいります。

③ その他

イ) 明治神宮、伊勢神宮、熱田神宮等にて奉納相撲及び横綱土俵入りをを行います。

ロ) NHK厚生文化事業団が主催する「福祉大相撲」は、令和3年2月6日（土）に開催します。当協会は、NHKの要請に基づき例年通り全面的に協力します。

（2）相撲道の伝統と秩序を維持するために必要な人材の育成

相撲は単なる競技スポーツではなく、神事や様式美等、日本固有の伝統文化芸術の

側面を有しています。そうした相撲道の伝統と文化を維持するための人材の育成は極めて重要であることから、人材育成を相撲事業の一環として注力してまいります。

力士、行司、呼出、床山となることを希望する者の中から、一定の基準（身長、体重、年齢等）を満たす者を協会員として登録した上で、年寄が運営する相撲部屋の所属員として育成を行います。

力士は、登録から半年間にわたり相撲教習所において指導員、外部講師による教養講座や実技指導などの一定の研修を受け、相撲の基本の取得、相撲道の理解を深めるとともに、一般常識を養います。また、相撲部屋においても育成を行い、土俵上の礼儀、作法や、立会いの指導のみならず、日常の礼儀作法の教育も行います。

行司、呼出、床山において、特に実技指導については、職域団体である行司会、呼出会、床山会が行います。

（３）青少年、学生等に対する相撲道の指導普及

青少年や学生等に対し相撲競技等の指導普及活動を行い、相撲文化の振興と国民の心身の向上を図るため、下記の業務を行います。

①相撲大会の後援・協賛等を行い、特に子供の大会等の実施には国技館を無料で貸し出します。

イ) 全国中学校相撲選手権大会の後援

ロ) わんぱく相撲の指導・後援（相撲部屋での無料宿泊を受け入れ）

ハ) 地方における少年相撲教室開催の後援

ニ) 全国都道府県中学生相撲選手権大会の協賛

ホ) 一般相撲指導者の相撲研修の実施

ヘ) 全国で開催される子供の相撲大会へのメダル等の寄贈

ただし各種相撲大会に対する支援は、大会等のそれぞれの実施団体の開催の決定によって行います。

②相撲健康体操」の指導普及を行います。

夏休み期間を利用して、15日間、国技館エントランスにて実施。入場無料で、年寄・力士が直接指導します。

③大相撲の歴史や文化について一般に認知を広げるため、国技館を利用した博覧会など催し物の開催を検討します。

④ 相撲文化を通じた福祉活動、慈善活動、地域活動を行い、それらの活動を普及推進し地域への貢献や活動を推進します。

⑤ 各地相撲道場会員の進級試験及び親善相撲大会を開催し、段位、級位を授与しま

す。その際の受験料や参加費を無料とします。

- ⑥ 東京近郊の4つの相撲道場に対して、運営助成金の支給などの支援を行います。
- ⑦ 夏期、少年スポーツ団体や小中学校の部活動に対して、相撲部屋の開放を行い、相撲部屋の稽古や食事を体験できる機会を設けます。
- ⑧ 大相撲のもつ歴史的側面や様式美を周知するため、漫画形式の冊子として、「大相撲伝」「大相撲入門編」を、引き続き一般の方々に無料配布します。

(4) 広報活動

相撲文化の普及のため、随時、情報提供・情報発信を行います。

- ① SNS（ツイッター・インスタグラム・ティックトック等）、ユーチューブ等を通じ、動画を活用とした情報発信を充実させ、より親しみやすい内容の情報提供に努めます。
- ② 外部イベントやタイアップキャンペーンへの協力など、広報宣伝活動を活発に進めます。
- ③ 公式キャラクターの活用を積極的に行い、若・低年齢層、女性層のファン拡大に努めます。
- ④ 大相撲の潜在的な要素に新たな価値を見出し、より魅力的で充実した企画を提案します。
- ⑤ 機関紙「相撲」の刊行をベースボールマガジン社に委託し、相撲の普及を図ります。

(5) 相撲の勝敗等及び映像の記録の保存・活用

相撲文化を後世に残し、また相撲文化の普及に活用するために、相撲競技等記録の制作・保存、開示を行います。また、保存映像の高画質化・デジタル化を進め、新たな保存方法を確立、記録映像を有効に活用する方法を策定し、相撲の普及に努めます。

引き続き協会が所有する全ての映像をデータ化し、デジタルアーカイブの構築を進め、貴重な映像の永久保存を図ります。

(6) 相撲博物館の維持及び管理運営

資料の収集および整理・修復を行い、展覧会や展示解説を通じて、大相撲の普遍的、潜在的な魅力を積極的に発信していきます。

所蔵品は、相撲博物館における展示のほか、希望する美術館や展覧会等へ無料もしくは有料で貸出しを行います。

所蔵品情報をより良好な状態で後世に引き継ぐため、全ての資料の画像・映像を2Dあるいは3Dのデジタルデータ化し、無料もしくは有料で販売・貸出を行います。また、新たに展示室にデジタルディスプレイを設置し、大相撲の文化や歴史、所蔵品のデジタルデータを活用した、参加型の展示を行います。

博物館ショップ等では、玩具の復刻、錦絵絵葉書など、所蔵品を活用した相撲博物館オリジナルグッズを制作し、販売します。

ただし相撲博物館および博物館ショップは、その時の感染拡大の状況とリスクを鑑みて開館します。

4. 収益事業

(1) 貸館事業

公益目的事業である相撲競技の公開のため、国技館を東京本場所の3回の興行で使用しますが、それ以外の時期については、催し物等の会場として一般事業会社等へ、有料で貸出しを行います。

その際、主催者および運営者に対しては、十分な感染対策が実施されるよう協議を行い、実施状況を確認します。

特に公共性の高い催し物・イベントについては、その内容に応じて使用料の減免も行います。

(2) 広告・物品販売事業

本場所及び巡業における広告・協賛の募集拡大に努めます。

協会公式グッズの企画制作・販売に関しては、引き続き、大学との「産学連携」を行い、大学と連携をして新規のグッズ開発を行い、さらなる相撲ファン層の拡大を図るとともに、大学の研究開発や人材育成に貢献します。

大相撲の新たな魅力が伝わるよう、公式グッズの新規制作を引き続き行い、本場所中の館内、両国駅広小路広場特設コーナーにおける販売や、公式ホームページにおける通信販売を強化します。

ただし対面販売を行う際には、十分な感染対策を実施し、販売店舗の設営場所等については変更、中止することがあります。

インターネットを活用した通信販売を促進し、新たに協会所有の画像や映像の販売を行います。

(3) 一般外来診療事業

国技館内に設置されている相撲診療所において、一般外来の診療を行います。

5. その他の事業（協会員福利厚生事業）

- (1) 相撲診療所は、年寄・力士・行司等の協会員等に対し、毎年定期健康診断を行うことにより心身のサポートを行います。また、本人及びその家族の福利厚生のため、診療を無料で行います。
- (2) 力士等の業務上の傷病に対して、その治療費を負担します。
- (3) 力士の健康保全・怪我の防止を主眼とした、簡易のリハビリテーションセンターを無料で開設し、力士の体調管理を援助します。また、テーピング講座を引き続き実施します。ただし、新型コロナウイルスの影響が一定の収束を見るまでは中止します。
- (4) AED（自動体外式除細動器）の講習会を、国技館や相撲部屋で実施します。
- (5) 力士の引退後の就労支援を主眼とした、教習所における半年間の実務・学科履修による学歴認定案を検討します。
- (6) 引退する力士に対する再就職先の斡旋、受け入れ先企業を開拓し、力士のセカンドキャリアの充実を図ります。

6. 法人の運営・管理

- (1) 協会員・関係者・お客様などの安全を守るため、国技館や本場所等実施場所および相撲部屋において、感染症の専門家と連携して新型コロナウイルス感染症に対する感染防止策を策定し、徹底して実施します。
- (2) 維持員制度の主旨に賛同していただける法人あるいは個人の方々を募り、寄付金収入（維持費）の確保に努めます。
- (3) 老朽化している国技館を維持・経営するため、将来の建て替えを踏まえた国技館の改修工事を引き続き行います。
- (4) 国技館が2021年に開催予定である東京オリンピックの、ボクシング会場となっていることから、組織委員会とも綿密な連携を取り、協力していきます。
- (5) 台風や地震等の大規模災害に被災された地域に対して、寄附などの復興支援や、横綱復興土俵入り等の力士による慰問を行います。
- (6) 「暴力団等排除宣言」を厳守することや、施行された「暴力団排除条例」を

確実に実行し、暴力団排除の気運をより高めるとともに、「相撲競技観戦契約約款」に基づき、引き続き、反社会的勢力の排除を推進します。

- (7) 暴力問題の再発防止に関して、理事長が「暴力決別宣言」を発したとおり、一切の暴力と決別すべく、再発防止策を強化し、具体的に実行します。
- (8) 危機管理委員会およびコンプライアンス委員会において、これまで以上に不祥事に対する予防、発生した不祥事に対する適宜・適切な対応および再発防止策の検討を行います。
コンプライアンスの強化を図るため、具体的・横断的な研修の実施や意見交換、報告体制などの強化に努めます。
- (9) より一層のコンプライアンスの徹底、組織ガバナンス強化を図るため、コンプライアンス委員会に各一門から選ばれた親方を委員として選任し、各一門、各相撲部屋と協会本部、危機管理委員会が緊密に連携していく組織体制を構築します。また、組織ガバナンスに関しては、これまで歴史的に協会運営に携わってきた年寄総会や各一門を協会内部の正式な組織体とすることで協会本部、年寄、各一門及び相撲部屋の関係を強化し、より適正な組織ガバナンスの運用を目指します。
- (10) 一昨年設置した「大相撲の継承発展を考える有識者会議」を今年度も推進し、有識者の方と共に「大相撲とは何か」「協会の使命とは何か」「協会に求められる自己規律とは何か」などを討議し、協会の現状を踏まえながら将来に渡って大相撲を継承発展させる為に必要なことを検討します。

以上